

阿武町柳橋分譲宅地供給ご案内

1 申込受付開始日 平成30年10月1日(月) 9時～

※ご注意※

希望区画は、先着順で受付します。

申込受付開始時点で複数申込者がいる場合は、下記のとおり抽選で希望区画を決定します。

【抽選会】

- ・日 時：平成30年10月1日(月)午前9時
 - ・会 場：阿武町役場本庁2階小会議室
 - ・対象者：申込受付開始時点(10月1日(月)午前9時)で、抽選会会場に申込必要書類を持参された方。(申込者本人以外の場合は、本人の委任状が必要です。※様式不問)
- ※抽選会当日は、申込必要書類を持参の上、上記時間までに入室し、受付簿に氏名等を入力しておいてください。役場正面玄関は、午前8時30分に開きます。

2 申込受付場所 阿武町役場 まちづくり推進課

3 分譲地概要

- 所在地 阿武郡阿武町大字奈古字柳橋3020番地3外
- 分譲区画数 24区画
- 道 路 5m
- 地 目 宅地
- 用 途 専用住宅(建ぺい率70%)
- 電 気 中国電力
- ガ ス プロパンガス(購入者手配となります)
- 水 道 簡易水道(申込先 阿武町役場 施設課)
- 下 水 道 集落排水(申込先 阿武町役場 施設課)
- テ レ ビ ケーブルテレビ(申込先 萩ケーブルネットワーク(株))
- 行政機関 阿武町役場本庁 徒歩6分
- 交通機関 JR奈古駅 徒歩5分
- 保 育 園 みどり保育園 徒歩3分
- 学 校 阿武小学校、阿武中学校 徒歩3分

4 分譲概要

- 分譲予定面積・予定価格は、別紙図面記載のとおりです。
ご案内の時点で、面積が確定していないため、最終的に多少の誤差が生じる場合があります。
- 宅地購入の用途は専用住宅に限ります。
- 宅地購入者は、売買契約締結後2年以内に住宅建設に着手できることが可能な方に限ります。(2年以内に着手できない時には契約を解除します。なお、契約金額の返納に利子は付けません。)
- 宅地購入者は、購入後10年間は宅地を転売できません。

○申込は、1世帯1申込とし、希望区画は申込先着順とします。

1申込につき、隣接する2区画まで分譲が可能です。

○所有者移転登記は、宅地代金完納後1ヶ月以内に阿武町役場が行います。

○宅地代金の他に発生する主な費用は次のとおりです。

宅地売買契約に必要な収入印紙2千円、所有権移転登記に必要な登録免許税約3万6千円～5万2千円、簡易水道加入負担金6万円（接続時）など

5 申込方法

○下記書類を、申込受付開始日以降に、阿武町役場まちづくり推進課へ直接提出してください。（郵送不可）

①「阿武町柳橋分譲宅地申込書」

※役場まちづくり推進課備付、または町ホームページからダウンロード可。

②申込者及び居住予定者全員の「住民票」

③申込者及び居住予定者全員の「納税証明書」

また、提出時には、申込者の「印鑑」もご持参ください。

○申込・問い合わせ先

〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636 番地

阿武町役場 まちづくり推進課 TEL：08388-2-3111

6 自治会の加入

○阿武町では、町内に43の行政区があり、それぞれの地区では地域の環境美化や住民相互の連絡、地域活動などの自治会活動を行っています。本分譲地は、「東方自治会」となりますので、住民となられる場合は、「東方自治会」の一員に加入され、地域活動へご協力をお願いします。